

第34回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年4月20日（月）午後3時00分
場 所 大田原市役所 1階 101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農業委員会活動実績について
 - (2) 報告第2号 農業委員会活動計画について
 - (3) 報告第3号 農業委員会当初予算について
 - (4) 報告第4号 農地所有適格法人の設立について
 - (5) 報告第5号 農地法第5条の規定による許可について
 - (6) 報告第6号 農地法第3条の規定による許可について
 - (7) 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
 - (8) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (9) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (10) 議案第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更について
 - (11) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (12) 議案第6号 非農地証明願について
- 5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一
10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広
14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子	16番 唐橋 洋子
17番 佐藤 孝		
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
農業委員会事務局長ほか 5名
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後3時00分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（3番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長 (荒井 一夫) <あいさつ>

本日の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいまから第34回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、3番 秋本委員、4番 阿見委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の農業振興係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「農業委員会活動実績について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 4～5ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「農業委員会活動計画について」及び報告第3号「農業委員会当初予算について」を一括上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 6～8ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号及び報告第3号を終わります。

次に、報告第4号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 9～10ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第4号を終わります。

次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」及び報告第6号「農地法第3条の規定による許可について」を一括上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 11～12ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。
質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 17番佐藤です。3条の関係で、太陽光発電の関係ですが、これから太陽光発電に関して、実際にどういう作物がどのように作られて、農家としてどれだけ収益が上がるのかという部分で報告が来るかと思いますが、そういった毎年の報告も農業委員会として受ける必要があるかと思っているので、もしそうした報告があったときには、農業委員の方にも報告をお願いしたいと考えておりますが、その点はのでしょうか？

事務局 今まで総会の方に作物の種類などは報告をしていなかったかと思いますが、毎年県の方にはどのようなものを作っているか報告しておりますので、必要であれば、農業委員会の方に資料として提出させていただきたいと思っております。

議長 (荒井 一夫) 私の方から付け加えさせていただきます。県の農業会議では毎月常設会議という形で実施されています。そこでのこの太陽光発電の取り組みについては、もう1年前からちょっと問題視してきている部分で、最近農業新聞等にも記事が出ていたかと思いますが、入口の部分でかなり厳しく対応していきます、場合によっては許可しても許可取り消しということもあります、というような記事が掲載されております。県の方でも全国的にも、そういった内容等についてきちんと精査をして、農産物の生産については、やはり一定の8割ぐらいまでの収入があるようなものでないと許可できないというような構想であり、正式にはきちんと法令で決まらなとできませんが、かなり厳しくなるということです。同時に、こちらにもでている[]関係ですが、これらにつきましても、[]本社との全国農業会議がずっとやり取りをしている中で、太陽光発電も別に悪いわけではありませんが、行政上、書類等が不備な点や下部の農産物の収入の件といったものに対して、しっかりと[]さんの考えを聞きたいということで、大阪本社の方の幹部役員さんと全国農業会議の役員さんが話してまして、現在相当の数がもう全国的には許可相当になっている案件が多いので、それらの許可になっている案件については現状のまま進むようではありますが、これからの取り扱いについてはかなり厳しくなりますということが全国的な流れ、そして農業新聞等の記事だったと思います。以上付け加えさせていただきました

議 長 (荒井 一夫) その他、質疑がないようですので、報告第5号及び報告第6号を終わります。

次に、議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。
事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 13～28ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終了しましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 29～33ページ、40ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員(渡邊 和子) 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。4月16日、現地調査班第1班4人で確認してまいりました。代表して1番渡辺がご報告いたします。

申請番号1から申請番号7までの7件につきましては、担当推進委員および事務局からの報告により検討した結果、許可することに問題はないと思われま。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終了しましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 34ページ、別冊資料説明 2～3ページ>

議 長 （荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員（渡邊 和子） 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてご報告いたします。本町1丁目所在の申請番号1番です。転用目的は貸駐車場です。現地の状況は田んぼであります。適正に管理はされておりました。周辺農地の状況につきましては宅地開発地域であり、残地は申請人所有であります。また土砂の流出防止方法につきましては、土盛施行計画となっており、周辺農地の影響はないものと思われます。そのようなことから転用計画に問題はないと思われます。以上です。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条許可後の事業計画変更について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 35 ページ、別冊資料説明 4～5 ページ>

議 長 （荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員（渡邊 和子） 議案第4号、農地法第5条許可後の事業計画変更についてご報告いたします。本町1丁目所在の申請番号1番です。事業計画変更で目的を貸し店舗からホテルへと変更し、継承者も変更となる申請であります。営農の計画性はないものと、近隣には官公庁もあり、二丁の施設に変更するには問題ないと思われます。以上です。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第3号は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 36～37 ページ、別冊資料説明 4～11 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員 (渡邊 和子) 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。

上石上所在の申請番号1番です。転用目的は太陽光発電所設置です。現地の状況は国道からおよそ70mぐらい入った水田であり、農地として草刈り等されて管理されておりました。周辺農地の状況は水田であります。土砂の流出防止方法につきましては土堰堤を設置する計画となっており、周辺農地への影響はないものと思われます。そのため、転用計画に問題はないと思われます。

続きまして本町1丁目所在の申請番号2です。転用目的はホテルです。現地の状況は草刈り等しており、農地としては適正に管理されておりました。周辺農地の状況は商業施設等であり、土砂の流出防止策についてはコンクリート擁壁を講ずる施工計画となっており、周辺農地の影響はないものと思われます。そのため、転用目的に転用計画に問題はないと思われます。

続きまして小滝所在の申請番号3です。転用目的は、一般住宅用地としての転用でございます。現地の状況は耕起等されており、農地としては管理されておりました。周辺農地の状況といたしましては、申請日本人の残地はあるものの、影響はないものと思われます。そのため、転用計画に問題はないものと思われます。

続きまして緑所在の申請番号5です。転用目的は太陽光発電システムの設置運用を行うためです。現地の状況は畑地となっており、農地として適正に管理されておりました。周辺農地の状況は、田であります。2カ所におきまして太陽光の設置がされておりました。土砂の流出防止方法につきましては堤防を設置する計画となっており、周辺農地への影響はないものと思われます。そのため、対応計画に問題はないものと思われます。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号1番、2番、5番については許可相当として、申請番号1番、5番については栃木県農業会議に意見を求め、あわせて都市計画課との調整を行うこととし、申請番号2番については都市計画課と

の調整を行い、残りの1件は原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号については、申請番号1番、2番、5番については許可相当として、申請番号1番、5番については栃木県農業会議に意見を求め、あわせて都市計画課との調整を行うこととし、申請番号2番については都市計画課との調整を行い、残りの1件は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を上程します。

申請件数は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明38～39ページ、別冊資料12～19ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員 (渡邊 和子) 議案第5号、非農地証明願について報告いたします。

大豆田所在の申請番号1です。現地は昭和55年に居宅を建築し、宅地として利用され現在に至っております。非農用地となって45年以上経過しております。農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題はないと思われれます。

続いて、須賀川所在の申請番号2です。現地は周辺が森林で、耕作物が不生育のため、70年ぐらい前に杉を植栽してから山林原野として利用されて現在に至っており、非農地となって70年以上経過しております。現地隣接周辺は、大規模での造林をしていることから、農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題はないと思います。

続いて鹿畑所在の申請番号3です。現地は昭和47年頃に建築し、工場敷地として利用されており、現在に至っております。非農用地となって50年以上経過しており、農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題はないと思われれます。

続きまして、寒井所在の申請番号4です。現地は、平成13年に倉庫を建築し、宅地と一体として利用されており現在に至っておりますが、矢組館跡敷地であり、埋蔵文化財包蔵地でもありますが、非農用地となって25年以上経過しております。農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することには問題はないと思われれます。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

議長（荒井 一夫） 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） ないようなので、以上で第34回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後4時26分 閉会